

第 1 2 8 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

開催日時	令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金曜日） 1 4 時 3 0 分～1 5 時 4 0 分		
開催場所	奈良市役所 中央棟地階 第 B1 会議室		
出席者	委員	伊藤忠通委員 伊藤努委員（西田明氏代理出席） 榎本博一委員 大窪健之委員 鍵田美智子委員 片岡博美委員 小山新造委員 佐野和則委員 清水裕子委員 巽一孝委員 辻中佳奈子委員 都築由美委員 中山徹委員 本中眞委員 八尾俊宏委員 山本善徳委員	
	事務局	真銅正宣副市長 梅田勝弘都市整備部長 栗山稔観光経済部長 藤原健嗣都市整備部次長 角井力都市計画課長 米田久恵農政課長 三山和宏開発指導課長 金子和正建築指導課長 山田精二農業委員会事務局長 他	
開催形態	公開（傍聴人一般 0 人 報道関係者 0 人）	担当課	都市整備部 都市計画課
議題等	<p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定）</p> <p>2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取）</p>		
決定又は 取り纏め 事項	<p>（議案）</p> <p>1 議案は原案どおり可決された。</p> <p>2 議案について意見聴取を行った。</p>		
議事の概要及び議題等に対する主な意見等			
<p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定） （事務局より、奈良市の生産緑地地区指定面積を 86.24ha から 82.51ha とし、 地区数を 526 箇所から 500 箇所とする生産緑地地区の変更（案）について説明を行い、 審議された。） ⇒採決の結果、原案通り可決された。</p> <p>大窪委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地が重要なものであるにもかかわらず、どんどんと減っていることが大きく危惧されている。生産緑地が減る勢いを抑えられるような施策を考えることが重要である。 ・一団で取り扱っている農地において、買取申出により削除になるところと、残りの面積要件を欠くため削除となるところについては、生産緑地の指定時期が異なるのか。指定時期が異なることにより、道連れ解除が起こるのか。 			

(指定の時期については、平成4年12月指定のものが大半を占めている。それぞれの生産緑地所有者の事情により買取申出時期が異なるため、買取申出による削除と面積要件を欠くため削除となるような案件がそれぞれ出てくることがある旨を回答。)

- ・面積要件を欠く生産緑地を周囲の生産緑地と一団とみなし、道連れ解除を阻止できている案件がある中、なぜ、面積要件を欠くため削除としている案件があるのか。
(一つの地区において、複数の所有者がいるケースがあり、今回の道連れ解除を阻止できている案件については、残された面積要件を欠く生産緑地の所有者から営農の継続意思が確認でき、距離の規定や状況等を勘案し、一体で生産緑地としてみなせると判断したものである。面積要件を欠くため削除と至った生産緑地については、生産緑地所有者の営農の継続意思がない場合や、あまりにも面積が小さいものなど一団としてみなせない場合である旨を回答。)
- ・何かインセンティブ等工夫をし、道連れ解除になるケースをなるべく減らしていく施策や方向性を提示していく必要がある。

中山委員

- ・道連れ解除されるものにも、すぐ近くに生産緑地が見受けられ、一団の生産緑地としてみなせそうな案件があるが、なぜ面積要件を欠くため削除としているのか。なぜ申出基準日を経過したためではなく、面積要件を欠くという取り扱いをされているのか。
(他の生産緑地と一団として取り扱うことが可能な案件ではあるが、生産緑地の所有者から営農の意思がないことを確認している。また、基本的な条件として、面積要件というものがあり、一団で500㎡以上を要件としている。その面積要件が経年変化等、何らかの事由で単独では面積が500㎡に満たないという条件に該当し、指定できる条件ではなくなったため、面積要件を欠くため削除として取り扱っている旨を回答。)

2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）

生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取）

(事務局より、申出基準日が令和6年11月1日の、奈良市の生産緑地地区における特定生産緑地の指定面積を0.25haとし、地区数を7箇所とする生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について説明を行った。また、令和6年11月1日の申出基準日までに新たに発生し得る特定生産緑地の指定等にかかる事務対応について協議した。)

大窪委員

- ・平成5年決定生産緑地の特定生産緑地の指定状況において、奈良県は41%という状況の中、奈良市では78.24%と県全体に比べて特定生産緑地の指定率が高いが、その想定される理由は何か。
(平成5年に生産緑地に指定しているものは、平成4年に指定をすることがやむを得ない理由でできなかった場合のものである。相続や、境界紛争などの近隣トラブルが生じた

ものなどが遅れて1年後に指定されており、イレギュラーな場合の数字であると考えている。全般的には70%から90%が全国的な指定状況というふうに判断している旨を回答。)

佐野委員

- ・私も市街化区域に農地を持っており、生産緑地に指定している。しかし、後継ぎがおらず、私の代で終わってしまうかもしれない。災害が多い中で、治水の役目を果たしている農地を守っていくことが重要である。今後、農地を守っていくような施策を考えていただけたらと思う。

清水裕子委員

- ・奈良市の生産緑地の面積要件は500㎡と規定されているが、300㎡まで面積要件の引き下げができる中、面積要件の引き下げを実施していない理由は何か。
(奈良県内の中では、新たに生産緑地の追加指定を行っている都市や、300㎡に面積要件の引き下げをしている都市がある。それについては面積要件を下げて、より指定をしやすくするためであると考えている。奈良市の場合、新たに追加指定をしていくという方針はないため、面積要件の緩和を行っていない。追加指定をする際は面積要件引き下げについて検討していくと思われる。現在は道連れ解除をできるだけ少なくするため、救済できるような対応をしている旨を回答。)

資料	<ul style="list-style-type: none">・次第・座席表・委員名簿・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定）・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（意見聴取）
----	--